

## 財団法人佐々木研究所・研究費補助金等事務取扱規定

### (目的)

第1条 本規定は、財団法人佐々木研究所における公的機関からの科学研究費補助金等（以下「科研費」という）の事務取扱について定め、当該資金の公正且つ効率的な使用に寄与することを目的とする。

第2条 財団法人佐々木研究所が研究機関として申請し、公的機関から受領した科研費の取扱は、当該補助金等に係わる法令の定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的機関とは、国の機関及び国の機関が所管する独立行政法人日本学術振興会等をいう。
- (2) 科研費とは、名称の如何を問わず研究費助成をする公的機関に、当法人が研究機関として研究者と共同で申請した結果得た助成資金をいう。
- (3) 研究者とは、常勤非常勤に係わり無く、当法人を研究機関として科研費の申請をした者をいう。
- (4) 直接経費とは、科研費の補助を受けた研究の遂行並びに研究成果のとりまとめに必要な経費をいう。
- (5) 間接経費とは、科研費補助研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費をいう。

### (機関内の責任体制)

第4条 科研費の管理・運営の責任体制を次の各号のとおりとする。

- (1) 理事長は、科研費の最高管理責任者として、科研費の運営・管理に関する最終責任を負う。
- (2) 研究所長は、統括管理責任者として、科研費の運営・管理を指揮監督し、最高管理責任者を補佐する。
- (3) 研究事務室職員は、所属部署の科研費の実質的な運営・管理責任者として、科研費の諸手続き事務及び管理事務を執行する。

### (科研費に係わる諸手続き)

第5条 研究事務室は、科研費に係わる諸手続きとして、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 応募、交付申請に係わる手続きに関する事。
- (2) 交付申請書の記載内容の変更に係る手続きに関する事。
- (3) 実績報告に関する事。
- (4) 研究成果報告に係わる手続きに関する事。
- (5) 直接経費の支払い及び支出状況一覧並びに収支簿作成に関する事。
- (6) 収支管理並びに収支決算報告書作成に関する事。
- (7) 科研費による購入物品の検収及び資産管理に関する事。
- (8) 間接経費に係わる事務手続きに関する事。
- (9) 科研費に関する使用ルールの変更等、科研費の運営・管理に係わる周知並びに相談に関する事。

(科研費の通知)

第6条 理事長は、研究者から受領の委任を受けた科研費について、これを受領したときは、研究者の所属長に遅滞無く通知するものとする。

第7条 研究者は、受領した科研費に間接経費が交付されている場合は、財団法人佐々木研究所に譲渡しなければならない。この場合、財団は、補助金収入として受け入れるものとする。

(科研費の管理)

第8条 科研費は、間接費を除いて、補助金等の申請単位で預金され、管理しなければならない。

第9条 研究事務室は、各々の所属研究員の通帳保管並びに資金管理を行う。

第10条 各々の預金から生じた利息は、当該研究遂行のための直接経費に充当するものとする。

(経理処理)

第11条 直接経費に係わる経理事務は、財団会計規則に準じて取り扱うものとする。

(物品の購入)

第12条 物品の購入に当っては、財団規則及び稟議規定に準じて、行うものとする。

(寄付の受け入れ)

第13条 研究者は、直接経費により購入した10万円以上の固定資産、什器備品（以下「資産等」という）については、財団に寄付するものとする。

第14条 研究者が、他の研究機関に所属することになる場合には、その求めに応じて、前条規定により寄付を受けた資産等を当該研究者の新たな所属先研究機関に譲渡するものとする。

(監査)

第15条 研究事務室は、少なくとも年に2回以上、管理している預金通帳と収支管理表の残高照合をし、その結果を、財団事務局を通じ財団監事に報告する。

第16条 財団監事は、理事長の要請により、科研費の運営・管理体制の監査を行うほか、必要に応じて、外部監査人による監査を行う。

(不正防止)

第17条 理事長は、科研費使用に関する内外からの通報窓口を監事が担うことを、財団ホームページに公知する。

第18条 研究所長は、監査によって不公正な科研費処理が判明した場合は、財団法人佐々木研究所就業規則（東京版）第70条に準じ、手続きをしなければならない。

第19条 科研費の対象研究に係わる外部者あるいは内部告発等による不正告発等があった場合も、前条規定と同様の手続きをしなければならない。

(規定の改廃)

第20条 この規定の改廃は、常務理事会で審議、承認を経た上で、理事会に報告を要する。

(附則)

第21条 この規則は、平成19年10月1日から実施する。

1. 平成22年10月6日 一部改正。
2. 平成23年4月1日 一部改正